

外国人漁業の規制に関する法律施行規則  
(昭和42年10月9日農林省令第50号)

最終改正：平成28年7月21日農林水産省令第50号

外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）第2条第1項及び第4条第1項の規定に基づき、外国人漁業の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

(本邦に含まれる附属の島)

第1条 外国人漁業の規制に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の農林水産省令で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島のうち、当分の間、齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除いたものとする。

(軽易な水産動植物の採捕)

第2条 法第3条ただし書の農林水産省令で定める軽易な水産動植物の採捕は、次に掲げる水産動植物の採捕で、第一号及び第二号に掲げるものにあつては総トン数3トン未満の船舶により若しくは船舶によらないで行うもの又は適法に我が国に在留する外国人が日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に総トン数3トン以上の日本船舶によつて行うものと、第三号に掲げるものにあつては船舶によらないで行うものとする。

- 一 さおづり又は手づり（まき餌づりを除く。）による水産動植物の採捕
- 二 たも網、叉手網、やす及びは具以外の漁具を使用しないで行う水産動植物の採捕
- 三 投網による水産動植物の採捕

(寄港の許可の申請)

第3条 法第4条第1項の規定による許可を受けようとする船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 船長の氏名及び国籍
- 二 当該外国漁船の名称、種類、国籍、総トン数、国際海事機関船舶識別番号及び呼出符号（以下「名称等」という。）
- 三 当該外国漁船の有する漁ろう設備、当該外国漁船に積載されている漁獲物又はその製品の品名、数量及び積込地（以下「品名等」という。）並びに当該外国漁船が漁業の用に供されている場合にあつては当該漁業の内容
- 四 当該外国漁船を使用する権利を有する者の氏名、国籍及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下「氏名等」という。）
- 五 当該外国漁船を寄港させようとする本邦の港の名称及び所在地

六 当該外国漁船を寄港させようとする期間及び当該寄港の目的

七 当該寄港の次に当該外国漁船を寄港させようとする港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的

(漁獲物等の転載等の許可の申請)

第4条 外国人漁業の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第4条第2号の規定による許可で法第6条第1項の規定の適用の除外に係るものを受けようとする外国漁船の船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 当該外国漁船及び当該他の船舶又は当該他の外国漁船の船長の氏名及び国籍

二 当該外国漁船及び当該他の船舶又は当該他の外国漁船の名称等

三 当該外国漁船及び当該他の外国漁船の有する漁ろう設備、当該外国漁船及び当該他の外国漁船に積載されている漁獲物又はその製品の品名等並びに当該外国漁船及び当該他の外国漁船が漁業の用に供されている場合にあつては当該漁業の内容

四 当該外国漁船及び当該他の外国漁船を使用する権利を有する者の氏名等

五 当該漁獲物等の品名等、仕向地及び所有者の氏名等

六 当該漁獲物等の転載又は積み込み後における当該外国漁船及び当該他の船舶又は当該他の外国漁船の航海の目的及び寄港予定地（以下「航海の目的等」という。）

2 令第4条第2号の規定による許可で法第6条第2項の規定の適用の除外に係るものを受けようとする外国漁船以外の船舶の船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 当該船舶及び当該外国漁船の船長の氏名及び国籍

二 当該船舶及び当該外国漁船の名称等

三 当該外国漁船の有する漁ろう設備、当該外国漁船に積載されている漁獲物又はその製品の品名等及び当該外国漁船が漁業の用に供されている場合にあつては当該漁業の内容

四 当該船舶及び当該外国漁船を使用する権利を有する者の氏名等

五 当該漁獲物等の品名等、仕向地及び所有者の氏名等

六 当該漁獲物等の積み込み後における当該船舶及び当該外国漁船の航海の目的等

3 令第4条第2号の規定による許可で法第6条第3項の規定の適用の除外に係るものを受けようとする外国漁船以外の船舶の船長は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 前項第一号から第五号までに掲げる事項

二 当該漁獲物等の陸揚げ又は転載後における当該船舶の航海の目的等

三 当該漁獲物等の積み込み後における当該外国漁船の航海の目的等

(停船命令)

第5条 漁業監督官は、法第6条の2第1項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為又は探査に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 信号旗Lを掲げる。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

三 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

附 則

この省令は、法の施行の日（昭和42年10月12日）から施行する。

附 則 （昭和43年5月1日農林省令第26号）

この省令は、昭和43年5月10日から施行する。

附 則 （昭和43年6月26日農林省令第46号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和47年5月13日農林省令第29号） 抄

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和47年5月15日）から施行する。

附 則 （昭和52年6月17日農林省令第28号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、法の施行の日（昭和52年7月1日）から施行する。

附 則 （昭和53年7月5日農林省令第49号） 抄

第1条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成12年1月31日農林水産省令第5号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 （平成 27 年 2 月 4 日農林水産省令第 4 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 28 年 7 月 21 日農林水産省令第 50 号）

この省令は、外国人漁業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行日（平成 28 年 8 月 20 日）から施行する。